さらに、平成26年には、母子家庭の母及び父子家庭の父が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、①都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。）並びに市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）による母子家庭及び父子家庭への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備など母子家庭及び父子家庭に対する支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設など、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられることとなった。

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第１項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。

２．方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの５年間とする。

第１　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関しては厚生労働省の「全国母子世帯等調査（平成23年11月１日現在）」、寡婦に関しては厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査（平成26年８月１日現在）による。

１．離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となったが、平成３年から再び増加を始め、平成14年には289,836件（厚生労働省「人口動態統計」）と、過去最高となった。平成15年からは再び減少傾向となり、平成25年の離婚件数は、231,383件（厚生労働省「人口動態統計」）となっている。

２．世帯数等の推移

⑴　総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成22年で755,972世帯となっており、平成17年の749,048世帯と比べ0.9％増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成22年で88,689世帯となっており、平成17年の92,285世帯と比べ3.9％減少している。両世帯数の合計は、平成22年で844,661世帯となっており、平成17年の841,333世帯と比べ0.4％増加している。

⑵　母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になった理由別の構成割合は、死別世帯が7.5％（平成18年9.7％）と減少する一方、生別世帯が92.5％（平成18年89.6％）と増加している。また、未婚の母の割合は7.8％（平成18年6.7％）と増加している。父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になった理由別の構成割合は、死別世帯が16.8％（平成18年22.1％）と減少する一方、生別世帯が83.2％（平成18年77.4％）と増加している。また、未婚の父の割合は1.2％となっている。

⑶　寡婦においては、母子世帯における生別世帯の増加を反映して、生別によるものが60.8％（平成15年度「全国母子世帯等調査」42.3％）となっており、生別の割合が増加している。

⑷　児童扶養手当の受給世帯については、平成22年度末は1,055,181世帯、平成23年度末は1,070,211世帯、平成24年度末には1,083,317世帯、平成25年度末は1,073,790世帯となっており（「厚生労働省福祉行政報告例」）、増加傾向にあったが、平成25年度末は減少に転じている。

３．年齢階級別状況等

⑴　母子世帯となった時の母の平均年齢は33.0歳（平成18年33.9歳）で、そのときの末子の平均年齢は4.7歳（平成18年5.2歳）となっている。

母子世帯の母の平均年齢は39.7歳（平成18年39.4歳）で、末子の平均年齢は10.7歳（平成18年10.5歳）となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

⑵　父子世帯になった時の父の平均年齢は38.5歳（平成18年37.4歳）で、そのときの末子の平均年齢は6.2歳（平成18年6.2歳）となっている。

父子世帯の父の平均年齢は44.7歳（平成18年43.1歳）で、末子の平均年齢は12.3歳（平成18年11.5歳）となっており、父子とも平均年齢が上がっている。

⑶　寡婦の平均年齢は57.1歳（平成15年度「全国母子世帯等調査」56.5歳）で、年齢分布としては「60～64歳」の階層が40.3％で最も多くなっている。

４．住居の状況

⑴　母子世帯の持ち家率は、全体で29.8％（平成18年34.7％）、死別世帯が61.8％（平成18年64.0％）、生別世帯が27.2％（平成18年31.7％）となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家32.6％（平成18年30.4％）、公営住宅18.1％（平成18年15.0％）、同居11.0％（平成18年7.9％）等となっている。

⑵　父子世帯の持ち家率は、66.8％（平成18年58.3％）となっている。持ち家以外については、借家15.2％（平成18年11.1％）、公営住宅4.8％（平成18年6.5％）、同居7.8％（平成18年18.1％）等となっている。

⑶　寡婦の持ち家率は、64.5％（平成15年度「全国母子世帯等調査」60.9％）となっている。持ち家以外については、公営住宅14.9％（平成15年度「全国母子世帯等調査」12.3％）、借家11.8％（平成15年度「全国母子世帯等調査」16.4％）、同居5.6％（平成15年度「全国母子世帯等調査」4.1％）等となっている。

５．就業状況

⑴　母子世帯の母については、80.6％（平成18年84.5％）が就業しており、就業している者のうち正規の職員・従業員が39.4％（平成18年常用雇用者42.5％）、パート・アルバイト等が47.4％（平成18年臨時・パート43.6％）等となっている。母子世帯になる前に就業していた者の割合は73.7％（平成18年69.3％）（うち正規の職員・従業員29.5％（平成18年常用雇用者28.7％）、パート・アルバイト等52.9％（平成18年臨時・パート48.9％））であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、69.1％（平成18年75.6％）が現在就業している（正規の職員・従業員31.1％（平成18年常用雇用者37.7％）、パート・アルバイト等57.4％（平成18年臨時・パート51.6％））。現在従事している仕事の内容は、事務が21.8％（平成18年25.2％）、サービス職業が23.0％（平成18年19.6％）となっている。勤務先事業所の規模は、６～29人のものが最も多く、300人未満の規模までで全体の約６割となっている。

また、母子世帯の母で資格を有している割合は、55.7％（平成18年56.9％）と減少しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も60.7％（平成18年76.6％）と減少している。

さらに、現在就業している者のうち、31.9％（平成18年33.8％）が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が52.6％（平成18年49.7％）と約半分を占めている。

⑵　父子世帯の父については、父子世帯になる前に就業していた者の割合が95.7％（平成18年98.0％）とほとんどが就業しており、その後も91.3％（平成18年97.5％）と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が67.2％（平成18年常用雇用者72.2％）、自営業が15.6％（平成18年事業主16.5％）、パート・アルバイト等が8.0％（平成18年臨時・パート3.6％）等となっている。

また、現在就業している者のうち、24.2％（平成18年21.6％）が転職を希望しており、その理由は「収入がよくない」が47.6％と約半分を占めている。